

令和6年度

小牧市保育士等就職準備金貸付募集要項

申請期間

【令和6年度中に就労を始める方】

令和6年4月12日（金）～令和6年12月27日（金）

【令和7年4月採用の方】

令和6年8月1日（木）～令和6年12月27日（金）

小牧市保育士等就職準備金貸付募集要項

小牧市では、市内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）で保育士、保育教諭（以下「保育士等」という。）として働く方のために、就職準備金の貸付制度を設けています。

就職後、市内の保育園等で3年以上保育士等として勤務した場合は返還が免除されます。

1 貸付の対象者

市内の保育所等において、令和6年度中（令和6年6月から令和7年3月）または、令和7年4月から保育士等として勤務することが内定し、以下の①又は②に該当し、1週間の所定労働時間が35時間以上の方

①	保育士等の養成施設等を卒業後直ちに勤務することが内定している方
②	3か月以上潜在保育士の期間があつて勤務することが内定している方

※①②ともに、それぞれ雇用主と期間の定めのない労働契約を締結した方が対象となります。

※養成施設等とは、指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校）及び幼稚園教諭の普通免許状を取得することができる大学並びに専修学校をいいます。

※潜在保育士とは、保育士の資格を有する者であつて、保育士等として勤務していない者をいいます。

2 就職準備金の額（一括払い、無利子）

A	1週間の所定労働時間が38時間45分以上の方	500,000円
B	1週間の所定労働時間が35時間以上38時間45分未満の方	300,000円

※Aの目安・・・1日の労働時間が7時間45分以上

※Bの目安・・・1日の労働時間が7時間以上7時間45分未満

3 募集人数

ア	令和6年度中に就労を始め「就職準備金の額」のAに該当する方	10人
	令和6年度中に就労を始め「就職準備金の額」のBに該当する方	5人
イ	令和7年4月採用で「就職準備金の額」のAに該当する方	20人
	令和7年4月採用で「就職準備金の額」のBに該当する方	5人

4 貸付の申請方法（提出書類は、必ず本人が持参してください。）

申請期間	<p>3 募集人数「ア」に該当する方 <u>令和6年4月12日（金）から令和6年12月27日（金）まで</u> ただし、就労開始月の前々月末が提出期限となります。 （例：7月1日就労開始の場合は5月31日が提出期限。）</p> <p>3 募集人数「イ」に該当する方 <u>令和6年8月1日（木）から令和6年12月27日（金）まで</u> 8時30分～17時15分 ただし、土曜、日曜、祝日は除きます。</p>
提出場所	小牧市役所本庁舎2階 こども未来部幼児教育・保育課 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地 電 話 0568-76-1130
提出書類	<ol style="list-style-type: none">1 小牧市保育士等就職準備金貸付申請書 ※3ヶ月以内に撮影した証明写真を添付してください。2 住民票の写し（小牧市内在住の方は不要）3 誓約書4 保育所等との雇用関係を証する書類の写し5 保育士登録証の写し ※保育士資格の取得が見込まれる者は、当該資格の取得後、直ちに提出してください。
指定書類の 入手方法	申請書等は、小牧市ホームページからダウンロードできます。

5 その他

- （1）提出書類は一切返却しません。
- （2）審査の結果は、貸付の可否に関係なく全員に郵送で通知します。

小牧市保育士等就職準備金貸付制度の流れ

1. 貸付の申請



2. 貸付の決定

〔申請日の属する月の翌月10日頃に結果を通知します。〕
ただし、「3募集人数「ア」に該当する方」は申請書提出後、1週間を目途に結果を通知します。



3. 契約の締結

結果通知を受領後、14日以内に契約書等の必要書類を幼児教育・保育課へ提出してください。詳細は「小牧市保育士等就職準備金貸付制度の手引き」（以下「手引き」という。）の4ページを確認してください。



4. 貸付の請求



5. 就職準備金の支払い

〔必要書類提出後、1か月以内を目途に就職準備金を指定口座へ振り込みます。〕



●市内の保育園等で就労開始●



6. 1年目の4月1日 現況報告書を提出



7. 2年目の4月1日 現況報告書を提出



8. 3年目の4月1日 現況報告書を提出



3年間勤務経過後

9. 返還免除申請書の提出



10. 返還免除決定

◎貸付の解除

貸付決定を受けた方が、次のいずれかに該当する場合、貸付決定は解除されます。

①	養成施設等を卒業後ただちに小牧市内の保育所等に就職しなかったとき。
②	養成施設等を卒業できなかったとき。
③	内定先の保育所等に就職しなかったとき。
④	就職準備金を必要としなくなったとき。
⑤	死亡したとき。
⑥	不正な手段により就職準備金の貸付を受けたことが判明したとき。

◎返還方法

貸し付けた就職準備金は、次のいずれかの方法で免除、又は返還していただきます。

①	市内の保育所等に就職し、保育士等として3年以上従事したとき。	全額免除
②	①の従事期間内に死亡したとき。	
③	災害、身体上又は精神上的の障害、負傷により市内の保育所等で継続して従事することが困難となったとき。	
④	市内の保育所等に3年未満従事し退職したとき。	全額返還
⑤	雇用形態の変更により、「2 就職準備金の額」の勤務時間を満たさなくなったとき。	
⑥	貸付契約を解除されたとき（手引きの6ページを参照してください）。	

※③の場合は、やむを得ない事情があると認められたとき、免除の可否を決定します。

※④～⑥の場合は、返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年を限度とした期間内に貸し付けた就職準備金を返還していただきます。

◎その他の手続について

貸付を決定された方が、いずれかに該当する場合は手続が必要となります。

	事例	必要書類
貸 付 の 解 除	「貸付の解除」①～③の場合	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書
	「貸付の解除」④の場合	<input type="checkbox"/> 就職準備金貸付辞退届（任意様式）
	「貸付の解除」⑤の場合	<input type="checkbox"/> 死亡届出書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書または戸籍謄本等
返 還 免 除	「返還方法」①の理由で返還の免除を受ける場合	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金返還免除申請書 <input type="checkbox"/> 従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類
	「返還方法」②の理由で返還の免除を受ける場合	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金返還免除申請書 <input type="checkbox"/> 死亡届出書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書または戸籍謄本等
	「返還方法」③の理由で返還の免除を受ける場合	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金返還免除申請書 <input type="checkbox"/> 従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類 <input type="checkbox"/> 事由を証明する書類
返 還 方 法	「返還方法」④～⑥の理由で返還する場合	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金返還計画書
そ の 他	①氏名、住所、電話番号を変更したとき ②（産前産後・病気等）休暇、育児休業等の取得、退職または復職したとき ③市内の保育所等を退職したとき ④市内の保育所等に転職したとき	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書 <input type="checkbox"/> 就業等の事実を証明する書類（①の場合は不要）
	連帯保証人の氏名、住所、電話番号に変更が生じたとき	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書
	連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 小牧市保育士等就職準備金連帯保証人変更届出書